

北上市告示甲第42号

北上市農業用機械共同利用促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

北上市長 高橋敏彦

北上市農業用機械共同利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、農業者の高齢化及び担い手不足が深刻化するなか、兼業農家等の農業の継続を支援するため、共同利用するための農業用機械を購入した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 北上市内に住所を有する3戸以上の農業者の代表者であって、次のいずれにも該当するものであること。

ア 共同購入する農業者に、法人を含まないこと。

イ 共同購入する農業者に半数以上の兼業農家（農業所得が主でない準主業経営体をいう。以下同じ。）を含むこと。

ウ 共同購入する農業者の全てが、納期が到来している市税を滞納していないこと。

(2) 花巻農業協同組合

(補助対象機器)

第3 補助の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、補助金の交付を申請する年度に購入した機器のうち、次に掲げるものとする。

(1) トラクター

(2) 田植機

(3) コンバイン

(4) 草刈機（リモコン式、自走式又はトラクター作業機に限る。）

(5) 農業用ドローン

(6) 排水対策機械（トラクター作業機に限る。）

2 第2第2号に該当する者の補助対象機器の利用用途は、市内に住所を有する農業

者に対する貸出しであって、次のいずれにも該当するものに限るものとする。

- (1) 年間3戸以上の農業者に対して貸出しを行う見込みがあること。
- (2) 貸出先に法人を含まないこと。
- (3) 貸出先の半数以上が兼業農家の見込みであること。
- (4) 第三者への転貸の禁止を、農業者への貸出しの要件とすること。

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象機器の購入に要した経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）とする。ただし、第2第1号に該当する者にあつては、共同購入したいずれの農業者の負担額も、補助対象経費の2分の1を超えないものとする。

(補助金の額等)

第5 第2第1号に該当する者に対する補助金の額は、補助対象経費の4分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を上限とする。

2 第2第2号に該当する者に対する補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、200万円を上限とする。

3 補助金の交付は、同一の補助対象者につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7 市長は第5の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書により、不適当と認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8 補助金の交付決定を受けた者は、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第9 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことがある。

- (1) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの告示に違反したとき。
- (2) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

(処分の制限)

第10 補助事業により取得した農業用機械は、耐用年数が経過する前に譲渡、交換、取壊し又は廃棄をしてはならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

(事業実施期間)

第11 事業実施期間は、令和3年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(補則)

第12 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。